

記載例

裏面

○減価償却費の計算

減価償却資産の名前等 (継延資産を含む)	面積又は量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎になる金額 (償却保証額)	償却方法	耐用年数	③償却率又は定額率 (①×②)	④本年中の償却期間 (③×⑤)	⑤本年分の普通償却費 (④×⑥)	⑥割増(特別) 償却費	⑦本年分の償却合計 (⑤+⑥)	⑧貸付割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	摘要
木造・合成樹脂造・飲食店	1 年月 H18・4 ()	5,800,000円	5,220,000 円	旧定額	20 年	0.050	12月 12	261,000 円	261,000 円	100 %	261,000 円	645,250 円			
アスファルト舗装	1 R7・4 ()	2,500,000	2,500,000	定額	10 年	0.100	9月 12	187,500		187,500	100	187,500	2,312,500		
木造・店舗	1 H13・1 ()	5,000,000	250,000	—	—	—	—月 12	50,000		50,000	100	50,000	150,000	均等償却	
	・ ()						12								
	・ ()						12								
	・ ()						12								
	・ ()						12								
計								498,500		498,500	⑦	498,500	3,107,750		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を用います。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期初現在の借入額	中の中のうち必要経費算入額
計算に使用する償却方法を記入します。償却方法には、「定額法」・「旧定額法」(該当資産の取得年月日により異なります)の他に、税務署に届出した場合に使用できる「定率法」等があります。		

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は資材の品名	支払年月日	左のうち必要経費算入額
宇都宮市本町1番地・朝日工業㈱	屋根の修理	R7・5・1	95,000 円
宇都宮市本町3番地・石井工業㈱	水道修理	R7・6・1	91,000 円

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

住宅用	建物	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量
		一戸建	棟	一戸建	棟	屋根付	台
		一戸建以外	室	住宅用以外	室		
	土地	契約件数 (事務所) (店舗等)	m ²	契約件数	件	駐車場	台
		総面積	m ²	総面積	m ²	青空	

○地代賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の料・権利	左の賃借料のうち必要経費算入額
表面の「減価償却費」の⑦に転記します。			

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○本年中における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

この修繕費の内訳の合計を表面の「修繕費」に転記します。

7.12
(不動産)

○減価償却費の計算 (平成19年3月31日以前に取得した資産と平成19年4月1日以後に取得した資産とで、償却の計算方法が異なります。上記の記載例及び下記の事項をご参照ください。)

口 債却の基礎になる金額	次の金額を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 (旧定額法) 「取得価額×90%」の金額 (ただし、特許権などの無形減価償却資産は、取得価額そのままの金額) (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産 (定額法) 取得価額そのままの金額
債却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。届け出ていない場合は定額法になります。
ニ 本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算します。
ヌ 未償却残高 (期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、①の金額から②の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高 (「取得金額-前年末までの償却費の累計」の金額) から①の金額を差し引いた金額
摘要	次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合…その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合…その月日、事由など (3) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合…その旨 (4) 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合…その特例名 (5) 取得価額の95%相当額に達した年分の翌年以後5年間において均等償却を行う場合は、「均等償却」と記入します。

○主な減価償却資産の耐用年数表 (定額法)

取得年月日が平成19年3月31日以前は旧償却率、平成19年4月1日以後は新償却率で計算してください。

構造・用途	細目	耐用年数	旧償却率	新償却率	構造・用途	細目	耐用年数	旧償却率	新償却率	
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24	0.042	0.042	金属造のもの	事務所用のもの	骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの	38 30 22	0.027 0.034 0.046	0.027 0.034 0.046
	店舗用・住宅用のもの	22	0.046	0.046		店舗用・住宅用のもの				
	飲食店用のもの	20	0.050	0.050		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22	0.046	0.046	飲食店用のもの	骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの	34 27 19	0.030 0.037 0.052	0.030 0.038 0.053	
	店舗用・住宅用のもの	20	0.050	0.050		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				
	飲食店用のもの	19	0.052	0.053		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				
鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50	0.020	0.020	飲食店用のもの	骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの	31 25 19	0.033 0.040 0.052	0.033 0.040 0.053	
	住宅用のもの	47	0.022	0.022		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				
	飲食店用のもの	34	0.030	0.030		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				
れんが造・石造・ブロック造のもの	その他のもの	41	0.025	0.025	れんが造・石造・ブロック造のもの	骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの	31 25 19	0.033 0.040 0.052	0.033 0.040 0.053	
	店舗用のもの	39	0.026	0.026		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				
	飲食店用のもの	38	0.027	0.027		骨格材の肉厚が ①4mmを超えるもの ②3mmを超えて、4mm以下のもの ③3mm以下のもの				